第一条 この法律は、我が国の真珠産業が、世界 生活の実現に寄与することを目的とする。 もって真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民 の高度化、真珠の輸出の促進等の措置を講じ、 珠の生産者の経営の安定、真珠の加工及び流通 る基本方針の策定について定めるとともに、真 図るため、農林水産大臣及び経済産業大臣によ み、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を 生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑 化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな になじみの深い宝石であり、真珠に係る宝飾文 が重要な課題となっていること及び真珠が国民 めてきているとともに、その国際競争力の強化 に世界の真珠の生産等において特別な地位を占 に先駆けて真珠の養殖技術を確立する等歴史的 (基本方針) 3 2

第二条 て単に「基本方針」という。)を定めるものと る基本方針(以下この条及び次条第一項におい いう。)及び真珠に係る宝飾文化の振興に関す (その加工品を含む。以下同じ。)の生産、加工条農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠 工、流通又は販売の事業(以下「真珠産業」と

基本方針においては、次に掲げる事項を定め

意義及び基本的な方向に関する事項 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の

関する事項 の他の真珠産業の振興の目標に関する事項 真珠産業の振興のための施策に関する事項 真珠の需要の長期見通しに即した生産量そ 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策に

Ŧi. 真珠の需要の増進のための施策に関する

力を求めることができる。 他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協 ため必要があると認めるときは、都道府県知 を定めるに当たって真珠の需給事情を把握する 二項において「真珠産業団体」という。)その 農林水産大臣及び経済産業大臣は、基本方針 真珠産業を行う者が組織する団体(次条第

給事情その他の事情の変動により必要があると 農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠の需 基本方針を変更するものとする。

5 ばならない。 あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなけれ を定め、又はこれを変更しようとするときは、 農林水産大臣及び経済産業大臣は、基本方針

く、これを公表しなければならない。 を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な 農林水産大臣及び経済産業大臣は、 基本方針

|第三条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道 ができる。 において「振興計画」という。)を定めること の振興に関する計画(以下この条及び第十六条 府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化

ができる。 るときは、真珠産業団体その他の関係者に対 珠の需給事情を把握するため必要があると認め し、資料の提出その他必要な協力を求めること 都道府県は、振興計画を定めるに当たって真

ばならない。 更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変

(連携の強化)

第四条 国は、国、地方公共団体、事業者、大学 等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力 み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策 文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑 することにより、真珠産業及び真珠に係る宝飾 を講ずるものとする。

(生産者の経営の安定)

第六条 国及び地方公共団体は、真珠の生産に係 第五条 び第十一条において「生産性及び品質の向上」 支援その他必要な施策を講ずるよう努めるもの という。)を促進するため、真珠産業を行う者 要な施策を講ずるよう努めるものとする。 備、災害による損失の合理的な補てんその他必 経営の安定を図るため、真珠の生産基盤の整 による生産性及び品質の向上のための取組への る生産性及び真珠の品質の向上(以下この条及 (生産性及び品質の向上の促進) 国及び地方公共団体は、真珠の生産者の

(漁場の調査等)

第七条 国及び地方公共団体は、真珠の生産に関 施に関し必要な調査を行うよう努めるものとす 変化の予測その他真珠の生産に関する施策の実 する施策を総合的かつ効果的に実施するため、 る 真珠の生産に係る漁場の状況の把握及び環境の

| 2 国及び地方公共団体は、真珠の生産者その他 られた情報の提供に努めるものとする。 の者の活動に資するため、前項の調査により得 (漁場の維持又は改善)

第八条 国及び地方公共団体は、真珠の安定的な 良好な状態に維持し、又はその改善を図るため 生産を確保するため、真珠の生産に係る漁場を (加工及び流通の高度化) に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第九条 国及び地方公共団体は、真珠の加工及び 流通の高度化を図るため、真珠の加工に関する 他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。 技術開発及び流通関係施設の整備への支援その (輸出の促進)

第十条 国及び地方公共団体は、海外市場の開 等が国内で生産され、又は加工された真珠の需オ十条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓 進に必要な施策を講ずるよう努めるものとす る。 要の増進に資することに鑑み、真珠の輸出の促

(研究開発の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、真珠の生産技 果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努 単に「研究開発」という。)の推進及びその成 のために必要な研究開発(以下この条において の向上に関する研究開発その他真珠産業の振興 術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質 めるものとする。

第十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安 う努めるものとする。 方法の習得の促進その他必要な措置を講ずるよ に関する相談等の援助並びに生産技術及び経営 産技術及び経済管理能力の向上、新たに真珠の 定的な真珠の生産の事業の経営を担うべき人材 生産の事業に就業しようとする者に対する就業 (人材の育成及び確保) 育成及び確保を図るため、真珠の生産者の生

(真珠に係る宝飾文化の振興)

第十三条 国及び地方公共団体は、真珠に係る宝 飾文化の振興を図るため、真珠に関する知識等 の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるも

(博覧会の開催への支援等)

第十四条 国及び地方公共団体は、真珠産業及び に類するものの開催への支援又はこれらへの 博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これら 真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、真珠の 加への支援に努めるものとする

第十五条 真珠に係る宝飾文化の振興に寄与した者の顕彰 に努めるものとする。 国及び地方公共団体は、真珠産業及び

(国の援助)

第十六条 国は、地方公共団体が振興計画に定め られた施策を実施しようとするときは、当該施 供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずる 策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提 よう努めるものとする。

の法律は、 公布の日から施行する。